令和2年度岐阜県予算並びに施策に関する要望書

岐阜県町村会

要 望 事 項

【重	点	要	望】																						
	1.	防災・	減災対	対策の	充実強	金化																			1
	2.	一億約	念活躍為	土会の	実現に	こ向に	ナた	地方	7創	生の	D更	な	る	推i	進·										2
	3.	町村則	 	盤の確	立.																				3
	4.	少子化	公対策の	の推進																					5
	5.	教育行	う政の 抄	進・ ・																					6
	6.	東海環		動車道	の早期	明完月	戊、	東海	邽	陸目	自動	車	道	の _'	4 耳	三約	化	, の	促	進					
	及	び濃剤	棧横断 目	自動車	道の事	事業 持	隹進						•			•									8
	7.	道路網	の整備	带促進	及び約	推持管		財源	の	確化	₹•		•				•					•			9
		農地輔																							
	9.	亜炭鉱	旅廃坑対	対策の	拡充·				•				•			•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	10.	ふるさ	と納利	兑に係	る県‡	も通り	寺産	品の	拡	充·			•			•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
[—	般	要	望】																						
I	地方	分権。	贁革 関	係																					
	1	町村自	1治の研	雀立•					•	-			•			•	•	•			•	•	•	1	2
П	町村	財政対																							
	1	地方債	の充実	実改善		•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
Ш	地震	防災																							
	1		記設の 配																						
TT 7	2 += +1		質防の3		化・・	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
IV	偣仙	. 医																							
	1		除制度																						
	2		限制原																						
	3 4		≦療の砧 ឥ保健ネ																						
	4 5		トービス																						
V	_	· 文化					Ŧ V	Æщ	-															•	Ü
•	1		」 へ オ保護!			-																		1	6
	2		E設の/																						
VI	交通	· 通							-																
	1	地域交	- 逐通対策	乗の推	進•																	•		1	7
	2	社会係																							

VII	治水	対策・砂防事業関係
	1	災害から守るための河川の整備促進・・・・・・・・・・・18
	2	新丸山ダム建設事業の促進・・・・・・・・・・・・・19
	3	砂防事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
VIII	生活	環境施設関係
	1	水道施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	2	合併浄化槽設置の普及推進・・・・・・・・・・・・・・・・20
	3	高度処理対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
IX	農業	・農村振興対策関係
	1	農業・農村対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・21
	2	野生鳥獣被害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・22
	3	豚コレラ対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・23
X	森林	・林業振興対策関係
	1	森林整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	2	清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し・・・・・・・24
ΧI	エネ	ルギー対策関係
	1	原子力発電施設の安全体制確立・・・・・・・・・・・・・25
	2	水源地域の振興対策の拡充・・・・・・・・・・・・・・・25
	3	再生可能エネルギーの普及促進・・・・・・・・・・・・26
	4	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活・・・・・・・・・26
XΙ	その	D他
	1	新たな過疎対策法の制定・・・・・・・・・・・・・・・26
	2	過疎対策事業債の必要額の確保・・・・・・・・・・・・・・27
	3	地籍調査事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	4	社会資本整備総合交付金の確保・・・・・・・・・・・・・27
	5	工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援・・・・・・27
	6	企業支援事業の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
	7	道の駅改修に伴う補助制度の拡充・・・・・・・・・・・・28
	8	空家除却費支援事業に係る補助率の拡充・・・・・・・・・・28
	9	発電所及びダム施設整備に対する支援・・・・・・・・・・29
	10	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の要件緩和・・・・・・・・・・・・・クタ

【重 点 要 望】

1 防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は 脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震もいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 集中豪雨等による大規模災害からの復旧・復興

近年、記録的な豪雨により河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生している ことから、被災町村に対し、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十 分な財政支援を講じること。

(2) 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策事業の継続・拡充

新たな国土強靱化計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業は、令和2年度までを期限に防災のための重要インフラ等の機能の維持等による緊急的な事業に限定し実施されているが、計画的に実施が必要な老朽化対策、用地確保など、事前防災事業には対応できないことから、着実に事業を実施するため引き続き令和3年度以降も継続するとともに、事前防災事業等、必要な公共事業にも対応できるよう事業内容の拡充を図ること。

(3) 緊急防災・減災事業への十分な財政措置

今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国的に緊急に実施する必要性が高い防災・ 減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措 置を講じること。

(4) 広域防災体制の早期構築

南海トラフ地震、火山噴火、集中豪雨等に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた協議及び連携訓練の実施等により広域防災体制を早期に構築すること。

(5) 水害・土砂災害対策等の推進

最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、治水事業、砂防事業、 急傾斜地崩壊対策事業等の土砂災害防止事業及び治山事業を推進すること。

特に、山地からの流出抑制対策やダム放流等のあり方(放流時期、放流量、情報伝達方策等)を再検討するほか、河川断面の確保及び災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険箇所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

(6) 避難所環境整備事業費補助事業の拡充

平成30年度より施行された災害時に配慮が必要な方への避難所環境の整備を目的とした「避難所環境整備事業費補助事業」において、ネットワーク整備(緊急時の情報共有等に必要なポータブル電源装置や Wi-Fi 環境整備、タブレット等の電子機器等)に対しても補助事業の対象とするなど、補助内容の拡充を図ること。

(7) 被災者生活支援システムの導入

り災証明書は災害時の様々な公的支援制度及び民間の地震保険等の認定基準として被災 者の援護上重要なものであることから迅速な交付が求められるため、県において全市町村 共通したシステム等の導入を検討すること。

2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

農山村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取組は、国が掲げる一億総活躍社会の実現につながるものである。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、地方の意見を十分に尊重するとともに、KPI(重要業績評価指標)については、町村が創意工夫を凝らして行った施策が適切に評価される仕組みを構築すること。

また、第2期の地方版総合戦略や地域再生計画の策定に当たっては、町村の事務負担が過度なものにならないよう必要な支援を行うこと。

- (2) 町村は今後、地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいけるよう、町村が実施するこれらの施策に対して、引き続き制度的及び財政的に支援すること。
- (3) 社会保障に係る必要財源の安定的確保

子育て支援、介護支援施策等を含め、社会保障の充実を推進するためには、所要の人材と 安定財源の確保が不可欠である。

町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、 国は必要な財源を安定的に確保すること。

(4) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた政策目標を達成するため、 新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる 限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を 拡充し、必要な財源を継続的に確保すること。

地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行できるよ

- う、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。 また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。
- (5) 地方拠点強化税制を活用して、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出をさらに進めるため、税額控除の拡大など制度を拡充すること。
- (6) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であることから、政府関係機関の地方移転、本社の地方移転など、引き続き 積極的に推進すること。
- (7) 情報化社会に次ぐ Society5.0 (第5の社会) 時代に向けた各種施策を進めるに当たっては、条件不利地域を抱える町村を含め、その活用が可能となるよう、5Gなどの利用環境や未来技術の整備を国が支援すること。

3 町村財政基盤の確立

町村は、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が 求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加え て、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念され る。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直 化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的 経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、自主性・自立 性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サ ービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交 付税の安定的確保等により、地方自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可 欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地方交付税総額の確保

① 町村が人口減少の克服・地方創生のため、自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に 実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税率の 引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」を 拡充・継続するなど地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

なお、幼児教育無償化に係る財源については、令和2年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

- ② 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。
- ③ 町村は徹底した行財政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害、将来の税収

の変動や公共施設の老朽化等に備え、町村の実情に応じて基金の積み立てを行っているが、こうした実態を踏まえず、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減しないこと。

④ 歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

また、残る検討対象である窓口業務については、町村の実態を十分に踏まえ、慎重に検討すること。

- ⑤ 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。
- ⑥ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地 域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、 長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。
- ⑦ 合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の見直しが進められているが、合併により増大した経費を十分に把握し、的確に反映すること。

(2) 町村税源の充実強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(3) 車体課税の改正に伴う財源の確保

自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(4) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 償却資産に係る固定資産税の安定的確保

償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持すること。なお、平成30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例制度が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

(6) 国際観光旅客税の活用

観光立国・地方創生の実現のために、国際観光旅客税が創設され、その使途として観光関連の施策に使われることとなっているが、地方の観光資源において、外国人等に対する環境整備は整っておらず、地方創生を推進するためにも、地方の観光資源の整備に対する財源とすること。

4 少子化対策の推進

我が国における少子化傾向はきわめて深刻さを増しており、少子化の問題は、我が国の社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、一億総活躍の実現に向けて、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事と家庭との両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) ライフステージに応じた総合的対策

若年層の未婚化・晩婚化が顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れた子育でに伴う経済的な負担の軽減、若者や女性の雇用環境の改善及び地域で安定した収入を得られる産業振興策等を含めたトータルプランに取り組むこと。

- (2) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。
- (3) 幼児教育・保育の無償化によって更なる保育需要の増加が見込まれ、より一層の保育士 不足が懸念されることから、特に保育士を目指す学生向けの保育士の魅力(イメージ)アップの施策など新たな保育人材の確保に向けた取組みを強化すること。

また、県における「保育士・保育所支援センター」の各圏域への設置等さらなる充実を図ること。

- (4) 子どもの安全確保と保育環境の向上のため、公立こども園などの施設整備等に対する財政的な支援をすること。
- (5) 幼児教育・保育の無償化に要する令和2年度以降の地方負担に必要な財源については、 一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に 確保すること。
- (6) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保すると ともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対 策の充実・強化を図ること。

また、県において実施している放課後児童クラブ運営費に対する補助の嵩上げを図ること。

- (7) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。
- (8) 県は現在、小学校就学前までとなっている乳幼児医療費助成制度の対象を義務教育終了

時まで拡大すること。

5 教育行政の推進

地域を担う子どもたちが心身共にたくましく、健全に育成するためには、安全かつ快適で 特色ある教育環境づくりが重要である。

子どもを取り巻く学習環境の悪化や学習能力の低下が社会問題となる中、子育て環境整備の一環である、地域と連携した学習環境の充実強化は少子化対策にもつながるものである。 多くの教育関係補助金が交付税による一般財源化される中、各自治体は厳しい財政状況においても、学習環境の充実に積極的に取り組んでいる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特別支援教育支援員にかかる地方財政措置の改善

近年、特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級指導を受けている児童、学習障害や 注意欠陥多動性障害等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増 加傾向にあり、町村においては、多額の財源を負担して非常勤講師及び特別支援アシスタン ト等を各学校の実情に応じて配置している。

特別支援教育支援員に係る経費として地方財政措置がなされているが、現状は学校毎に 支援を必要とする児童生徒数や支援内容が大きく異なっており、いずれの学校においても 財政措置以上の多額の負担により人員配置を行っている状況であるため、学校あたりの算 定基準ではなく学校の実態に応じた適切な人的及び財政的措置をすること。

(2) 特別支援学級設置校の拡充

様々な障がいに応じたきめ細かな指導を進めるためには、特別支援学級の設置が不可欠であるが、支援の必要な児童生徒の多くない学校においては、設置が認可されず、通常の学級での指導が続く現状があることから、特別支援学級設置校の拡充に向けて、特別支援学級・通級指導教室の設置に関わる要件の緩和、設置基準の公表及び教職員の配置に関わる安定的な財政措置をすること。

(3) 英語教育の充実

小学校外国語活動をより一層推進するためには、ALTの増員が急務となっていることから、県はALTの増員が図られるよう、必要な経費についての財政支援制度を確立すること。

また、国は外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALTを主指導者とする等を検討すること。

(4) 生徒指導に係る支援体制の充実

担任と連携してきめ細やかな指導を行うとともに、経験のない教師の学級経営及び学習 指導の支援を行うベテラン教員OBの非常勤講師を配置している町村に対し、これらの支 援体制を充実させるため、このような講師の県費による配置、あるいは財政措置をするこ と。

(5) スクールカウンセラー等の配置に対する支援

深刻化するいじめや不登校問題に対応するため、児童生徒支援専任教員並びにスクール カウンセラーを各小中学校に配置すること。

また、教育現場では小規模校になるほど、教職員の欠勤や研修等出張時の代替補充など、 校務分掌の兼務が著しく複数の分掌をかかえ激務となっているため、主任、生徒指導は担任 以外の教諭で割り当てできるよう見直しを図り、近年問題となっている「小1プロブレム」 の解消を図るため、小学校1年生に複数教諭又は講師を配置すること。

(6) 栄養教諭配置の改善

食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しを行い、充実を図ること。

(7) 少人数学級制度の拡充

小学校1年生に加えて小学校2、3年生、中学校1年生でも県費負担による35人学級が 実施され大きな効果が現れているが、小学校3年生までの35人学級編制が4年生で40 人学級編制に戻り、中学年や高学年の学級経営や教科指導にあたって困難を来す事例が多 いため、小中学校全学年の35人以下学級を早期に実現すること。

- (8) 山間辺地の学校及び児童生徒を守るため支援の拡充
 - ① 複式学級解消のための教職員定数の改善及び常勤の加配教員を配置すること。
 - ② 近くに高校がない山間部の子どもの進学は、都市部と比べて親の経済負担は大きい。 よって、保護者の経済的負担を軽減すべく、通学支援費の給付等の救済制度を創設する こと。
 - ③ 過疎化が進む中山間地域においては、少人数での登下校を余儀なくされており、危険も 多いため、スクールガードリーダー等の配置や、地域ぐるみの見守り体制の整備等、安全 な登下校ができる体制づくりへの支援をすること。

(9) 教育現場におけるICT活用に対する支援

ICTの進展やグローバル化など、変化の激しい社会を生きる子どもたちに、確かな学力を身につけ、わかりやすい授業を実現すべく、デジタル教科書の購入やタブレットの導入に対する支援制度を創設すること。

また、ICT活用の推進のため、教師の指導力が向上するよう継続した支援及び確かな知識と技術を有したサービスエンジニア等の雇用に係る財政支援制度を創設すること。

(10) 教育施設関連の改修に対する財政支援

公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、 実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

また、空調施設等のリースによる設置についても、交付金の対象となるよう制度を拡充す

ること。

6 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び濃飛横断自動車道 の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、名古屋都市圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間交流・連携を促進させる、我が国の成長強化につながる極めて重要な社会基盤である。

東海環状自動車道西回り区間の開通は、沿線各地の経済発展や県内各地の観光振興に寄与するとともに、緊急ネットワークにつながるものであり、その波及効果については計り知れないものがある。

また、昨年発生した「平成30年7月豪雨」やこれまでに発生した大地震では、高速道路などの主要幹線道路網は早急な復旧が進み、命をつなぐ物資の輸送や救助活動に大きな役割を果たしており、発生が危惧されている南海トラフ地震等大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を可能とするためにも、東海環状自動車道による交通網確保は不可欠である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフ地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

また、平成30年7月27日に開催された社会資本整備審議会 道路分科会 第31回国 土幹線道路部会では、「高速道路における安全・安心計画の策定に向けた考え方(案)」に おいて、優先的に四車線化等を実施すべき区間の抽出方法として、時間信頼性の確保、事故 防止の観点及びリダンダンシー確保の観点が示され、東海北陸自動車道はいずれの観点から も課題があるとされており、早期全線4車線化の必要性は明らかである。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県駅のアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理し、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し一日も早く全線完成させるとともに、 開通見通しが示されていない養老 I C~(仮称) 北勢 I C間の開通見通しを早期に公表すること。
- (2) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、広域的経済圏を構築できるよう沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。
- (3) 東海北陸自動車道飛驒清見 I C~小矢部砺波 J C T 間の付加車線の整備促進を図るとと もに、本区間の早期全線 4 車線化を図ること。

(4) 濃飛横断自動車道の下呂~中津川間の早期事業化を図ること。

7 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興及び熊本地震での住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発する局地的・集中的な豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフ地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる 道路施設の増加が見込まれる中、国において道路法等を改正され、5年に1度近接目視によ る点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施が義務化されたが、地方 においては、予算不足、人材不足、技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設(橋梁等)整備に積極 的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力 不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

特に、点検・修繕事業のメンテナンスサイクルを確立する上で、必要な道路の老朽化対策 予算を別枠で確保するとともに、現在の国庫補助率の引き上げを図ること。

(8) 雪寒地域においては、例年除雪費用が増大し、財政を圧迫している状況であるため、豪雪時における、除雪補助の確実な実施及び臨時特例措置による予算確保を図ること。

8 農地転用規制の緩和

近年、各自治体は経営資源である市町村税の獲得のため積極的に企業誘致活動を行っている。

岐阜県東濃・中濃地域における企業立地については、東海環状自動車道東回り区間の整備 等により交通アクセスが向上したこともあり、非常に好調である。

西回り区間については、全線開通に向けて着々と建設が進んでいるところであるが、これ に伴って西濃地域においても企業立地の機運が高まり、東海地域のみならず全国的にも脚光 を浴びることが予想される。

平成27年6月に第5次地方分権一括法が成立し、平成28年4月から、農地転用の許可権限が一部国から都道府県及び指定市町村へ移譲されたが、農地の土地利用に関する規制緩和は進展していないのが現状である。

よって、県は地域の発展と雇用の創出のために政策的に実施する企業誘致のための農振除外や農地転用については、関係法律の規制を緩和するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

9 亜炭鉱廃坑対策の拡充

旧亜炭採掘区域の上に多くの住民が暮らす地域では、巨大地震の発生が予測されるなか、 いつ発生するかもわからない陥没被害に脅かされている。

よって、県は旧亜炭採掘区域の住民が安心して暮らしていけるよう次の事項の実現に向け て特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

大規模被害の復旧により大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金について、 国は早急に補てん及び積み増しを実施し、恒久的な復旧対策を確立すること。

(2) 南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災事業の継続

南海トラフ地震の発生が危惧される中、平成29年度から始まった「南海トラフ巨大地震 亜炭鉱跡防災対策事業」は、亜炭鉱廃坑の崩壊による被害を防止する有益な事業であり、継 続的に事業化すること。

10 ふるさと納税に係る県共通特産品の拡充

平成31年4月1日付け総税市第17号通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」に関し、今回設けられた地場産品基準のうち県が指定する地場産品において指定基準告示第5条第8号ロの「県が音頭を取って県内市町村と連携し、共通の返礼品等を取扱う場合。」、同号ハの「県が地域資源として相当程度認識されていると認定したものを、市町村がそれぞれ返礼品等として取り扱う場合。」とあり、県が指定しなければ実際には知名度があるものの返礼品として市町村で取り扱うことができない地場産品が生まれることとなる。

よって、県は県内で相当程度認識されている地場産品を返礼品として取り扱える認定数を

増やすこと。

また、市町村の地域資源として相当程度認識されている地場産品を県指定返礼品等として取り扱うことへの積極的な関与及び市町村から要望があった場合には地域共通の返礼品として認定すること。

【一般要望】

I 地方分権改革関係

1 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、 魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づく りができる仕組みにしなければならない。

よって、県は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 権限移譲の推進、義務づけ・枠付けの廃止・縮小等
 - ① 国と地方の役割分担を一層の明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
 - ② 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権 を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行う こと。
 - ③ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、町村に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置、調査報告等を行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障が生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
 - ④ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に 委ねること。
- (2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」について
 - ① 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。
 - ② 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。
- (3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
- (4) 市町村合併は本来自主的に行われるものであり、強制しないこと。
- (5) 道州制は導入しないこと。
- (6) 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。 また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。

Ⅲ 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に 取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公 的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 町村が、防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

- (2) 臨時財政対策債による臨時的措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。
- (3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。
- (4) 合併により廃止した施設の除却にかかる起債の充当率の特例措置を延長するとともに、 交付税における措置についても、制度を創設すること。

Ⅲ 地震防災対策関係

1 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されるなど老朽化が進んでいる。 また、万一の災害時においては、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があることから、耐震化・老朽化等の対策は不可欠である。

併せて、平成28年4月の熊本地震の発生等、さらには「公共施設等総合管理計画」の策定などにより、「移譲、廃止、統合」も検討し役場庁舎をはじめとした公共施設の耐震化・ 老朽化対策は、今まで以上に、地方公共団体が解決しなければならない重要な課題になるものと思われる。

しかしながら、公共施設の耐震化・老朽化対策に際しては、学校教育関連施設など国庫補助の対象となるものもあるが、一方で、役場庁舎、生涯学習関連施設、保育所その他の施設など、基本的に単独事業として対応しなければならないものもあり、多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては非常に厳しい面がある。

よって、県は災害対策に万全を期すためにも、公共施設の耐震化・老朽化対策の推進に向けて、新たな県補助制度を創設するとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を

図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。
- (2) 消防の広域化に伴う、初期段階に負担増となる所要経費について、必要な財政措置を講じるとともに、「消防の連携・協力」に係る支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 県において、市町村の消防の広域化が推進されるよう積極的な支援を行うとともに、地域圏または県単位の消防体制の構築に向けて検討すること。

IV 福祉・医療関係

1 医療保険制度の安定的運営

国民健康保険については、平成30年度から新制度に移行したが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けては課題が残されている。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国民皆保険を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
- (2) 国民健康保険事務の処理基準の統一化、滞納整理の広域化等について協議し、事務の効率化を図ること。
- (3) 国保事業費納付金の算定方法等については、市町村の意見を充分に尊重すること。
- (4) 国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう更なる財政支援(低所得者対策強化、 財政調整機能強化、保険者努力支援制度等)の拡充をすること。

また、重症化予防対策に関する人的支援を含めた助言指導体制を構築すること。

- (5) 子どもへの医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。
- (6) 後期高齢者医療保険制度の円滑な運営を図るため、保険料を抑制する措置を講ずるとともに、十分な財政措置を講ずること。

2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。制度発足から約20年が経過し、都市部では、介護老人福祉施設への待機者が増加している一方で、中山間地域においては、入所者数の減少から空床が発生し、安定したサービス提供の維持に懸念が生じるなど地域によっては抱える区々の課題がある。

どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域包括 ケアシステムを推進するとともに、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課 題である。

さらには、一億総活躍社会の実現に向け、介護人材の育成・確保やニーズに見合ったサービス整備等がこれまで以上に求められる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化をはかること。

(2) 介護保険制度の財政支援及び基盤整備の推進

介護保険財政の健全な運営のために十分な支援措置(十分な財政措置、低所得者対策、介護サービスの基盤整備)を講じること。

また、現場において、より良質な介護サービスを提供できるよう、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善のための財政措置を講じること。

3 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地域の診療体制が維持できるよう、小児科医をはじめとする医師不足が深刻化している 診療科について、早急に医師確保対策を講じること。
- (2) 過疎地域において地域医療を充実させていくために、現況ではへき地診療所施設整備事業とへき地診療所設備整備事業の2事業で2分の1補助制度があるが、へき地に該当しない地域においても、補助制度を創設すること。

また、補助率についても、各町村が整備しやすくなるよう嵩上げするなど見直すこと。

(3) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、令和2年度以降も補助事業として継続すること。

また、医師のみならず医療従事者全般に対する人材育成への補助制度へ拡充すること。

- (4) 災害時の救急医療体制が県内平等に受けられるように施策を講じること。 また、災害医療備品の整備にあたって、財政的な支援をすること。
- (5) 現在県内の情報提供病院の診療情報を診療所等から閲覧できるネットワークシステム

「ぎふ清流ネット」が存在するが、情報提供病院が現在8ヶ所しかなく、情報提供病院を増やすこと。

また、診療所等からの情報をネットワークで情報提供できない仕組みとなっているため、 今後は診療所等側からも情報提供できるような体制整備をすること。

4 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、一億総活躍社会に向けて積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 障害者総合支援法による地域生活支援事業に係る費用については、国が1/2以内、県が1/4以内を負担することになっているが、市町村に大きな負担がかかり財政が逼迫しているのが現状である。地域間のサービス不均衡が生じていること、また障害者福祉は基本的人権の尊重という視点からも国において十分な負担をすること。
- (2) 障害者向けグループホームの建設及び整備に対し、社会福祉施設整備補助金の拡充及び 積極的な事業採択のための予算を確保すること。

5 福祉サービスの行政区間格差の是正

小規模自治体では、成年後見制度における地域連携ネットワーク体制(協議会)の整備のような、法律や国の計画等で定められた支援機能・機関を大都市と同様に整備するのは、費用面のみならず人材確保面からも限界がある。

さらには、求められる支援機能・機関を委託することができる団体や事業者が、当該自治 体のみならず近隣自治体にも無い場合も少なくないのが現状である。

よって、県は国において行政区間によって不均一・不公平とならないよう細部にわたって 一定のサービス水準を示すとともに、その一定のサービスを提供するための財源を確保する よう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、国において小規模自治体の責に帰することができない地域の実情を踏まえた福祉施策の制度設計をするとともに、どこに住んでいても、住み慣れた地域で一定の施設サービスを利用できるよう、国が当該施設を整備、若しくは民間事業者の誘致をするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

V 教育・文化・スポーツ関係

1 文化財保護に対する支援

行財政改革アクションプランにより、県内の重要伝統的建造物等保存地区が所在する町村 への県補助分が全額カットになり、以来県負担分を町村が負担して文化財建造物の保存整備 事業を行っている状況である。しかし、このまま将来的に県負担分を町村が負担していくに は財政的に大変厳しく、また永続的に保存継承していくためにも県の支援は必要不可欠であ る。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 世界遺産の保護に関しては県と町村は同等の負担を負うべきであり、「岐阜県の世界遺産」として、県を挙げて世界遺産保護に取り組む必要があるため、新たに世界遺産保護支援制度を設立すること。
- (2) 文化財の修理には、国・県からの補助金を活用して事業を進めているが、県の補助金では、事業費に対する補助率のほかに上限額が設定されており、複数年度に跨る大規模修理においては、修理費も多額となることから、事業主体となる個人所有者等に多大な負担となっているため、将来の地域の活性化及び円滑な事業遂行のためにも県補助金の上限額の廃止並びに補助率を見直すこと。

2 体育施設のバリアフリー化等に関する補助制度の新設

2020年東京五輪・パラリンピック並びに同年には、岐阜県で全国健康福祉祭(ねんりんピック)が開催され、スポーツに対する気運が高まる中、障がい者が気軽にスポーツを楽しめる施設は県内でも少なく、障がい者スポーツ拡大の妨げになっており、今後、体育施設のバリアフリー化等による施設改修を図る必要がある。

よって、県は2020年東京五輪・パラリンピックに向けて、今後、障がいスポーツ人口 増加による施設利用者の増大も見込まれることから、県内の障がい者スポーツの普及のため にも、施設改修に係る助成制度を構築するよう要望する。

VI 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 市町村自主運行バス等への財政支援
 - ① 県において実施している市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保し、制度を堅持すること。また、市町村間等広域に跨る新たな実証実験に対する補助制度を創設すること。
 - ② 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなる ため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。

- ③ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統の要件を緩和すること。
- ④ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、条件不利地域の嵩上げ、人口 規模による補助額設定の見直し、補助上限額の引き上げを行うなど補助制度の拡充を図る こと。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であると考える。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるとともに、インバウンド等来訪者の観光や沿線地域の活性化・ 賑わいづくりにも重要な役割を担っていくものである。

昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがあることから、安定的に継続可能な運行が確保できるよう、不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への安全対策や利用促進に対する補助等新たな財政支援制度を創設するともに、沿線市町の財政支援への地方財政措置を講じること。

また、県は地域鉄道の存続に向けて、今まで以上に積極的に深く関与すること。

2 社会保障・税番号制度の円滑な運用

国民の給付と負担の公平性、明確化を確保し、国民の利便性の更なる向上、行政の効率 化、スリム化を図ることを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入 され、情報連携の本格運用が開始されているところである。

よって、町村におけるマイナンバー制度の運用及び情報セキュリティ対策の実施にあたっては、町村に超過負担が生じないよう県は国の責任において確実に財源を確保するよう強く働きかけるよう要望する。

また、住民票及び個人番号カードへの旧姓の記載に伴う印鑑登録証明システムの改修費を 助成するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

WI 治水対策·砂防事業関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で毎年のように河川の氾濫がおき、死者や 行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 県内河川改修事業へ予算を重点配分すること。
- (3) 河川法の法定外河川である普通河川は、町村の財源により整備を進める状況にある。 このような中、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため「緊急 自然災害防止対策事業債」が新設されたが、改修には多くの年月と費用を必要とするため、 同事業債の事業期間を令和2年度以降も延長すること。
- (4) 河川整備計画に基づき、内水対策として計画排水量を確保すること。 また、浸水危険地域への排水機の設置に向けた支援及び技術指導等をすること。
- (5) 浸水被害軽減対策として河川水位をモニタリングし、情報を速やかに把握することで、 避難準備等に活用できる危機管理型水位計の設置など治水対策の充実を図ること。
- (6) 揖斐川流域は、全国的に見ても気象的に名だたる多雨地帯であり、地形等自然条件から も河川の氾濫を受けやすい環境にあるため、直轄管理区間内に防災拠点の整備を促進する こと。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものであるため、県は速やかにダム本体工事の早期着工及び完成に向けて強力に事業を推進するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 砂防事業の推進

本県は県土の約8割を山地(森林)が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防関係事業は、土砂災害から生命・身体を守り、安全安心を確保するための、最も優先 して推進すべき根幹的な事業である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。
- (2) 砂防関係事業を推進すること。
- (3) 経年により既存の砂防施設の機能が低下しつつあるため、施設の長寿命化のための整備 促進を図ること。

VⅢ 生活環境施設関係

1 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業の上水道事業への統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。 また、国庫補助率の拡充を図ること。
- (2) 複数の簡易水道が統合した後の上水道事業について、簡易水道事業債、過疎対策事業債、 辺地対策事業債を継続して充当可能な制度とすること。
- (3) 水質検査費用等に対する一般会計からの繰り出しについて、繰出し基準などによる財政措置を充実させること。
- (4) 大規模災害発生時の給水対策について、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け物 資の支援体制を構築すること。
- (5) 震災対策の充実・強化を図るため、給水車、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

2 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあっては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げること。
- (2) 既設の合併浄化槽の更新や自治会公民館、事業所等も国庫補助の対象とすること。
- (3) 宅内配管工事補助の要件を緩和すること。
- (4) 立地の関係上、工事費が高くなる住宅もあるため、補助対象事業費について一定の基準

のみでなく実績による基準とすること。

3 高度処理対策の推進

下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移しているが、 近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要 がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率の向上が最も重要な課題であり、効率性 に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 下水道施設の改築に係る国庫補助を継続すること。
- (2) 高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げること。
- (3) 高度処理導入に係る県補助制度を創設すること。

IX 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあるが、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を 実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業の促進

高齢化の進む中、農業の振興を図っていくためには、県営農村振興総合整備事業及び県営 中山間地域総合整備事業は必要な制度であるため、事業の新規採択、促進及び補助率を堅持 すること。

(2) 農業農村整備事業の予算確保

担い手が利用する面積が、令和5年度までに全農地面積の8割となるよう農地集積を推進するという国の政策目標を達成するため、農業農村整備事業の予算を安定的に確保すること。

また、大区画は場整備事業のソフト事業である農業経営高度化支援事業は、地元負担の軽減に不可欠であることから継続すること。

(3) ほ場整備事業の早期事業化

農業従事者の減少・高齢化、耕区拡大の遅れ等の問題を解決すべく、ほ場整備事業を推進するため、ほ場整備事業推進(経営体育成基盤整備)にかかる事業採択までの期間短縮及び事業着手から完了までの工期短縮、並びに事業費負担における町村と地元負担の軽減を図ること。

(4) 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の促進

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくため にも多面的機能支払交付金制度の予算額を確保すること。

(5) 農業次世代人材投資資金の予算確保

農業の担い手不足の中、新規就農者を増やす政策の目的で制定された制度による補助事業であるにもかかわらず、令和元年度において要望額が確保されず、新規就農者への補助金交付の対応に苦慮しているため、要望額に見合う予算額を確保すること。

(6) 小規模担い手に対する農業機械導入支援制度の創設

担い手の経営規模は、国が求めるような大規模経営体だけでなく、その地域の農業規模や 地域特性によって、小規模な担い手が主となり地域の農地を守っている現状であるため、こ のような担い手がこれからも農業経営を継続できるように、小規模担い手に対する農業機 械導入に係る支援要件の緩和又は新たな制度を創設すること。

(7) 営農型太陽光発電の推進

再生可能エネルギーの進捗は農地等の二次利用においてこそ環境に配慮することとなる ため、農地の利用を行いながら再生可能エネルギーを取り込めるような施策(営農型太陽光 発電)に対する支援制度を創設すること。

(8) 農村の景観保全の推進

農業離れが進むことが懸念される中、積極的な集積規模の拡大を推進するためには、畦畔の草刈作業の軽減を図ることが重要な課題となるため、県においてグランドカバープランツの導入に対する技術指導や導入効果及び費用助成について研究・検討をすること。

(9) 茶販売に対する支援

茶生産は中山間地域の基幹産業であるが、生活様式の変化等により茶価の平均単価は年々価格が下落している。茶生産地としては、新商品の開発や販路開拓の努力を続けているところであるが、販路拡大には多額の費用を要することから、県は、販路拡大に向けたPR活動等のソフト事業に対する支援をすること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。特に最近は、ニホンザルやアライグマ、ヌートリアな

ど、被害を及ぼす獣類も多種に及んでおり、農作物の被害も依然として多くみられる。一 方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかか らない状況である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保すること。 また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣によ る破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とすること。
- (2) 農地集積が進むことにより、集落における農作物被害への関心が薄れることで、市町村 単位で新たな有害鳥獣駆除従事者を育成することが困難になるため、市町村における有害 鳥獣捕獲従事者の育成・確保への支援をするとともに、それを補完する広域的な捕獲の取組 みを検討すること。

3 豚コレラ対策の強化

本県においては、昨年9月にわが国で26年ぶりとなる豚コレラが発生して以来、未だに 拡大の状態が続いている。

これ以上の感染拡大を防ぐため、県においては、農場の防疫対策として、飼養衛生管理基準の遵守徹底などの防疫対策の強化、検査体制及び指導体制の強化、野生いのしし対策として、防護策の拡充、さらには、国の指導のもと野生イノシシへの経口ワクチン投与の実施など対策を講じているところであるが、原因究明が進まず、収束に向かっていない。

これ以上の感染を防止するためには、迅速かつ強力な対策の実施が望まれる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 飼養衛生管理基準に基づき、防疫対策を徹底している農場においても、豚コレラの感染 が確認されていることを踏まえ、地域を限定した上で、豚コレラに関する特定家畜伝染病防 疫指針第13に規定される豚に対する緊急ワクチンの接種を実施すること。
- (2) 農場が行う、衛生管理施設の整備など、防疫対策の取組に対する支援を充実すること。
- (3) 豚コレラの発生農場に支払われる手当金等に対する免税措置を実施すること。
- (4) 市町村職員の出役の負担や検査対象捕獲イノシシの運搬経費、資材費等の豚コレラ対策 に必要な費用に係る支援を充実すること。

X 森林·林業振興対策関係

1 森林整備の推進

森林・林業基本計画に基づき、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、山村の活性化が図られることが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 林業成長産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業・木材産業成長化促進対策交付金の財源確保及び制度の拡充を行うこと。

また、国産木材の需要を高める新たな補助事業の創設、または既存事業の拡充をすること。

(2) 林道整備事業の推進

森林の多面的な機能を持続的に発揮するための基盤として林内路網は重要であり、林道、 林業専用道、森林作業道を使い分け、森林整備及び木材生産を行っている。現在、日本にお ける林内路網密度は25 m/h a と他の先進国と比較すると低く、密度の向上は課題であ る。また林道開設が森林整備の進度に追いついておらず、代わりに長大な作業路開設を余儀 なくされており、高性能林業機械を用いた効率的な施業の実施にも支障が生じることが懸 念される。このため、林道整備の進度向上を図るとともに、新たな基幹となる林道の整備を 推進すること。

(3) 木材関連業の担い手の育成

町村では、大工、森林技術者及び製材所の工員等の木材関連業の担い手不足の解消のため、町村独自で担い手の育成事業を行っているところであるが、これは町村だけの問題では無く、県や国産材の普及を掲げる国の問題でもあるため、木材関連業の担い手育成に関する補助をすること。

(4) 森林購入対策の推進

森林の保全は、豊かな水資源の供給、木材・特用林産物など森林資源の供給、土砂流出防止など災害防止、生物多様性等の多面的機能を発揮する上で大変重要な政策であるが、森林の売却後に、管理が適正に行われるよう、森林所有者への注意喚起、売買に関する助言や森林整備に関する指導等の対策を講じること。

(5) 自治体庁舎に対する木材の利用補助制度の拡大

岐阜県は良質な木材の産地であり、県内の自治体が庁舎整備において木材を利活用することは木材の普及啓発の上で極めて効果的である。市町村役場庁舎内装木質化事業の補助対象をロビー以外の内装や構造材等にも拡大するなど、県産材の利用を促進する補助制度を拡充すること。

2 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し

岐阜県において平成24年度から導入した清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取り組みは、町村有林整備のほか、民有林保全、市町村の提案に基づく里山整備など幅広く活用されているが、里山林整備事業によって切り倒される不用木や竹林などの処理費(破砕・処分)及び、破砕作業に使用する破砕機の購入等が当該整備事業費内で対応ができるよう要望す

XI エネルギー対策関係

1 原子力発電施設の安全体制確立

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフ地震による原子力発電所事故が懸念される 中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ(原発から概ね30km)内が中心であるとともに、地方自治体が講じるUPZ外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不 安の声が上がっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) UPZ外の地域の防災体制の充実・強化

UPZ外の地域においても、防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・ 強化を図ること。

また、UPZ外の地域において、きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が 講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと。

(2) 再稼働の判断にあたっての丁寧な説明と手続きのルール化

再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に 説明すること。

また、再稼働に係る説明や同意を行うエリアの明確化と手続きをルール化して示すこと。

2 水源地域の振興対策の拡充

水力発電施設・ダム等所在市町村は、人々の生活に欠かすことのできない「水」の供給という重要かつ公益的な役割を担っている。また、水力発電施設は、再生可能エネルギーを活用したクリーン電力供給施設として、国民生活の向上、経済の発展等に多大な貢献をしているところであり、今般の大震災や原発事故を契機に、改めてその重要性が認識されている。

しかしながら、中山間地域にある水力発電施設・ダム等所在市町村の多くは、過疎化や高 齢化の進行、財政基盤の脆弱化等によって地域の活力が失われつつある状況にある。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 安定的な水力発電を維持するために、電源立地地域対策交付金(水力交付金)制度を法律に基づく恒久的な制度とすること。
- (2) 平成23年度の水力交付金の交付期間延長に伴い引き下げられた交付金単価を平成22 年度水準以上に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

3 再生可能エネルギーの普及促進

災害時に孤立する集落を中山間地に多く抱える岐阜県では、エネルギーの安全保障等の課題から、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーインフラの構築が進められている。当事業を通じてエネルギーの削減、地球温暖化対策が図られるとともに、水素を活用した地産地消型エネルギーシステムを構築し、新たな地域産業の創設、地方創生を目指しており、今後のエネルギー対策として、県は補助事業の拡充など、財政的支援を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、再生可能エネルギーの利用を促進することで 地球温暖化を防止するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し町村において独自に補 助金を交付しているが、国の補助金が終了したことにより整備が鈍化し、再生可能エネルギ ーの有効利用が進まなくなるおそれがある。

よって、県は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を復活するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

XⅡ その他

1 新たな過疎対策法の制定

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる 特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の 整備や産業の振興が図られている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であり、県は新たな過疎対策法を制定するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 過疎対策事業債の必要額の確保

過疎化が進む町村では、短期間で飛躍的に自主財源を増加させることは困難である。そのため、引き続き各種の制度事業の検討や過疎対策事業債等の活用をもってまちづくり事業が進められている。また、地域資源を有効に活用した活力あるまちづくりを実現し、自主財源の確保を図らなければならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 過疎市町村が「過疎地域自立促進計画」に基づいて行う各種事業の経費の財源となっている過疎対策事業債の必要額を確保すること。
- (2) 元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

3 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で52%(平成30年度末)となっているが、岐阜県下では約17%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、さらに東日本大震災においては、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

よって、県は地方財政の厳しい中ではあるが、地籍調査事業の積極的な推進を図るため市町村の要望額に見合った予算を確保するよう要望する。

また、この事業に対する市町村の負担軽減のため、国庫負担率の引き上げ及び、その成果の一部が地籍調査に活用できる山村境界基本調査等の国事業を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の 配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、県は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、県は都市再生整備計画事業の対象要件が狭まり、地方自治体の創意・工夫を凝らしたまちづくりの推進に対し、財政面でも懸念されるため、観光等地域資源の活用に関する計画等を新たに対象とするなど幅広く活用できる制度へ拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

5 工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援

岐阜県では東海環状自動車道西回り区間の全線開通を見据え、300haの新たな工場用地の開発を戦略的に推進することとした。

沿線町としても、企業誘致は、若者の雇用の場の確保や税収の増加が見込まれることから、積極的に工業団地開発等に取り組んでいるが、財政的な負担が大きい。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 工業団地へのアクセス道路の整備及び工業団地周辺の基盤整備に対し、補助事業等による支援をすること。
- (2) 新たな工業用地確保における土地開発可能性調査のさらなる支援をすること。
- (3) 工業団地用地のPRを積極的に実施すること。

6 企業支援事業の拡充

少子高齢化や地方への移住対策が叫ばれる中、企業支援事業として、様々な環境の整備が 必要である。

よって、県は子育てがしやすい環境をつくれるよう、父親の育児休暇等の取得促進につながる休暇取得を促進した事業者の助成を充実するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、従業員向けに空き家等を活用し、移住ができる環境づくりに取り組んでいる事業者 に対して、住宅施設の支援をするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

7 道の駅改修に伴う補助制度の拡充

道の駅は、地方創生を具体的に実現する極めて重要な手段として位置づけられ、平成26年度より優れた道の駅の企画を募集し、「重点道の駅」として国の支援がなされているが、その認定数は多いとはいえない状況である。

今後、地域における小さな拠点、高齢者が集まる憩いの場、また、町村内農産物の販売の場として、単なる休憩施設から地域活性化の拠点施設へと変革できるよう、時代のニーズにあった道の駅とする必要があるが、そのための大規模な施設改修には、一時的に多額な投資費用が必要となる。

よって、県は道の駅の施設整備に対する補助制度を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

8 空家除却費支援事業に係る補助率の拡充

近年、人口減少や住宅の供給過多等により、全国的に空家が増加している。空家は安全、 防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、空家の増加を 防いでいくことが大きな課題である。

県においては、岐阜県空き家利活用事業費補助金交付要綱等が定められているが、空家除 却費支援事業の補助率を拡充するよう要望する。

9 発電所及びダム施設整備に対する支援

既設発電所の設備更新・改修及び既存ダムへの発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加を推進するとともに、原子力発電の代替となるクリーンエネルギー発電施設としての整備に対する助成費用として十分な予算措置を講ずるよう県は国に対して強く働きかけるよう要望する。

10 岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の要件緩和

岐阜県清流の国ぎふ推進補助金は、各町村がそれぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを支援する県の施策として、地域の意欲的・創造的で他市町村の模範となる事業を対象としているが、町村が総合戦略に基づいた政策目標を達成するために実施する町村独自の特色ある事業に積極的に取り組むことができるよう対象事業の要件を緩和し、より自由度の高い補助金とするよう要望する。